

令和2年4月6日

学生みなさん

新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 小山 敦代

## 新型コロナウイルス感染症に関する対応について（第4報）

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、感染者が拡大しており、日々新しい情報が報道され、国内での感染拡大も懸念されています。

特に、若い皆さんは、感染の発見が難しいとも言われています。一人ひとりが健康管理を行うとともに、感染を広げることがないように、当面の間、次の点について留意してください。

くれぐれも、皆さんおよび周囲の方の健康保持、感染防止を目的としていますので、自覚と責任ある行動をとるようお願いします。

### 1. 感染予防について

日常生活において、下記の基本的な感染症対策を徹底してください。

- (1) 流水、石鹸等による手洗い、うがいの徹底 必要に応じて手指消毒等の実施
- (2) 正しいマスクの着用を含む咳エチケットの実践  
※ 登校時は必ずマスクを着用してください。
- (3) 定期的に窓を開け、換気を行う  
※ 外気温に関わらず窓を開放しての換気を行いますので、衣服に留意してください。
- (4) 「換気の悪い密閉空間」「人が密集する場所」「密接した近距離での会話」の重なる場所を避ける  
※ 不要不急の外出は控える。新入生歓迎会等の懇親会や人が大勢集まるイベント等への参加は中止・延期してください。  
課外活動への参加については、3月27日付け「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための課外活動への対応について」を確認してください。

### 2. 健康管理について

睡眠、休養をしっかりとって個体の免疫力を高めるとともに、日常生活において上記の感染対策を徹底してください。

以下の指針に従って、自分の体調に気をつけ、自分自身で健康管理を行ってください。

- (1) 毎朝、登校前に自宅で検温し、「健康管理チェック表」を用いて、自分の体調を確認・記録してください。  
※ 健康管理チェック表は、毎日通学する際持参してください。
- (2) 平熱より体温が高い時や倦怠感・咳・のどの痛みなど風邪症状がみられる場合は、無理に登校せずに休息を取り、体温測定(朝・夕 2回/日)するなどして健康観察等を行い、体調を整えることを心がけてください。  
なお、この場合、解熱後2日間(解熱日は含まない。)は登校しないでください。
- (3) 次の症状のいずれかがあらわれた場合は、他の人との接触を避け、直接医療機関を受診せず、まずは「帰国者・接触者相談センター(最寄りの保健所)」に電話で相談して、指示に基づき医療機関を受診してください。
  - ① 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合

(咳止めや解熱剤を飲み続けなければならない場合を含みます)

② 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合

なお、「帰国者・接触者相談センター」から紹介された医療機関を受診した場合は、受診結果を本学保健室(不在時は学生課)まで連絡をお願いします。

### 3. 新型コロナウイルス感染症と診断された場合について

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法に定める「第一種感染症」と同等の感染症の扱いとみなされます。新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、感染拡大を防ぐため、以下の指示に従ってください。

(1) 主治医から治癒の診断があるまで大学に登校せず医療機関等で療養してください。

(2) 次の事項を本学保健室(不在時は学生課)まで連絡してください。

①学籍番号・氏名

②診断された病名

③いつからその症状があったか

④海外渡航歴(2020年1月以降)の有無(場所、期間)

⑤最後に大学に登校した日

⑥連絡先・電話番号(大学から連絡する場合があります)

### 4. 海外からの帰国・入国した方について

現在、世界各地において新型コロナウイルスの感染が確認されています。既に第2報、第3報でもお知らせしているとおり不要不急の渡航は中止するようお願いしているところです。

既に渡航し帰国予定の方、本学に入学のため入国される方については、以下の指示に従ってください。

(1) 渡航先の国・地域に関わらず、帰国(「日本へ入国」以下同じ)後、14日間は体調管理に気をつけ、他の人との接触を避けるために不要不急の外出を控え、自宅等で待機することとし、大学(課題活動を含む)へ来ることはやめてください。また、この間に実習等が予定されている場合は参加できません。

(2) 海外から帰国後は、「海外へ渡航後の体調管理表」を下記に示す手順に従い、速やかに提出してください。

(3) 体温測定(朝・夕 2回/日)するなどして、厳重な健康観察等を行ってください。体調の変化に十分注意し、万が一、突然の発熱や悪寒、頭痛などの症状がみられた場合は、他の人との接触を避け、直接医療機関は受診せず、まずは「帰国者・接触者相談センター(最寄りの保健所)」に電話で相談して、指示に基づき医療機関を受診してください。受診後は、受診結果を本学保健室(不在時は学生課)へ連絡してください。

※「帰国者・接触者相談センター(最寄りの保健所)」で相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の医療機関「帰国者・接触者外来」を紹介されます。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

#### 【連絡先】

聖泉大学 保健室 0749-43-7604

学生課 0749-43-7512

彦根保健所(帰国者・接触者相談センター) 0749-21-0283

#### 【「海外へ渡航後の体調管理票」の提出について】

提出方法は、大学ホームページよりダウンロードして、記入後、早急に学生課へメール送信してください。ダウンロードが困難な場合は、下記の報告内容①～⑩について、メールに記載し

て、学生課へ送信してください。

- ・送 信 先：[gakusei@seisen.ac.jp](mailto:gakusei@seisen.ac.jp)
- ・メールの表題：①海外渡航後の体調管理、②学籍番号、③名前を記載
- ・報 告 内 容：①氏名、②性別、③学籍番号、④所属、⑤渡航した月日、⑥帰国した月日  
⑦滞在先の国名・都市名(複数ある場合は、すべての滞在先を記入)  
⑧旅行先で、気分や体調不良があった場合は、その症状を具体的に記入  
⑨⑧の症状について、現在もその症状は持続しているか(はい・いいえで記入)  
⑩現在、気になる症状があれば、書いてください。

以上

資料：健康管理チェック表

海外へ渡航後の体調管理票